

役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人松楓会の役員等および評議員選任・解任委員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、評議員、理事および監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 報酬等の支給は、役員等および評議員選任・解任委員に対して、各年度の総額が470万円を超えない範囲内で、本規程の別表1・2に基づき支給する。

2 支給の方法は、会議等への出席の都度支払うものとする。

3 支給の形態は、通貨をもって支払うものとする。ただし、本人からの申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる

(出張旅費)

第4条 役員等および評議員選任・解任委員が法人業務の為会議等に出張するとき及び宿泊を要するときは、各年度の総額が30万円を超えない範囲で別表3により支払う。

但し、施設職員を兼ねた法人の常勤役員は各所属の旅費規程による。

2. 業務遂行に必要な旅費等は、実費を原則として支給することができる。

3. 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第5条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(報酬額)

第6条 役員等の報酬額等に対して、改正の必要が生じた場合は変更する。

(公表)

第7条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二に定める 報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て評議員会に諮る。

附 則

この規程は、昭和60年5月1日から施行する。

平成 5年4月 1日 一部改正

平成 9年8月 1日 //

平成14年8月26日 //

平成22年4月 1日 //

平成23年7月 1日 //

平成29年4月 1日 //

平成30年4月 1日 //

令和 1年6月14日 //

令和 2年11月25日 //